



2023年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2022年7月27日

上場会社名 弁護士ドットコム株式会社 上場取引所 東
 コード番号 6027 URL <https://www.bengo4.com/corporate/>
 代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 元榮 太一郎
 問合せ先責任者（役職名） 取締役（氏名） 澤田 将興（TEL）03(5549)2555
 四半期報告書提出予定日 2022年8月12日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 有（機関投資家・アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

1. 2023年3月期第1四半期の業績（2022年4月1日～2022年6月30日）

（1）経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2023年3月期第1四半期	1,959	27.4	138	△36.1	138	△36.8	90	△34.1
2022年3月期第1四半期	1,537	32.5	216	—	218	—	137	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2023年3月期第1四半期	4.08	3.98
2022年3月期第1四半期	6.17	6.15

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2023年3月期第1四半期	3,622	2,489	68.7
2022年3月期	3,812	2,398	62.9

（参考）自己資本 2023年3月期第1四半期 2,487百万円 2022年3月期 2,397百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2022年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2023年3月期	—	—	—	—	—
2023年3月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2023年3月期の業績予想（2022年4月1日～2023年3月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	8,800	28.0	—	—	—	—	—	—	—

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2023年3月期の業績予想におきましては、市場環境の急速な変化に対応した機動的な投資判断が必要との観点から、営業利益は黒字を継続しつつ、営業利益以下の各利益の具体的な金額予想は開示しない方針とさせていただきます。

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）

2023年3月期1Q	22,264,500株	2022年3月期	22,264,500株
2023年3月期1Q	101,259株	2022年3月期	101,259株
2023年3月期1Q	22,163,241株	2022年3月期1Q	22,262,785株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数（四半期累計）

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件および業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P.3「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	6
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	7
(セグメント情報等)	7
(重要な後発事象)	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ワクチンの普及や政府による経済対策の効果により、経済活動は緩やかに持ち直しの動きが続きました。しかしながら、変異株による感染リスクの再拡大やウクライナ危機の発生による市況価格の更なる高騰など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営、ならびに契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」をはじめとしたIT・ソリューションサービスの提供を行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高は1,959百万円（前年同期比27.4%増）、営業利益138百万円（前年同期比36.1%減）、経常利益138百万円（前年同期比36.8%減）、四半期純利益90百万円（前年同期比34.1%減）となりました。

報告セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業では、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営を行っております。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めました。その結果、2022年6月における月間サイト訪問者数は1,244万人（前年同月比3.5%増）、当第1四半期会計期間末時点の会員登録弁護士数が22,703人（前年同月比4.1%増）、そのうち、弁護士支援サービスの有料会員登録弁護士数が5,152人（前年同月比0.2%増）、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が182,569人（前年同月比14.7%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は977百万円（前年同期比7.8%増）、セグメント利益は410百万円（前年同期比22.0%増）となりました。

(IT・ソリューション事業)

IT・ソリューション事業では、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」をはじめとしたIT・ソリューションサービスの提供を行っております。

「クラウドサイン」では、積極的な人材採用による開発体制・営業体制の強化、および各種媒体への広告出稿等を通じて、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努めました。その結果、当第1四半期累計期間の契約送信件数は1,350,849件（前年同期比48.3%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は981百万円（前年同期比55.7%増）、セグメント損失は11百万円（前年同期は90百万円のセグメント利益）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期会計期間末の総資産は3,622百万円となり、前事業年度末と比較して189百万円の減少となりました。その主な要因は、現金及び預金、ソフトウェアが減少した一方で、前払費用、ソフトウェア仮勘定が増加したこと等によるものであります。

(流動資産)

当第1四半期会計期間末の流動資産は2,697百万円となり、前事業年度末と比較して199百万円の減少となりました。これは主に現金及び預金が減少（前事業年度末比260百万円減少）、売掛金が減少（前事業年度末比18百万円減少）、および前払費用が増加（前事業年度末比79百万円増加）したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末の固定資産は924百万円となり、前事業年度末と比較して10百万円の増加となりました。これは主にソフトウェア仮勘定が増加（前事業年度末比85百万円増加）、ソフトウェアが減少（前事業年度末比53百万円減少）、および繰延税金資産が減少（前事業年度末比26百万円減少）したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末の流動負債は1,133百万円となり、前事業年度末と比較して280百万円の減少となりました。これは主に未払法人税等が減少(前事業年度末比438百万円減少)、未払消費税等が減少(前事業年度末比91百万円減少)、および未払金が増加(前事業年度末比233百万円増加)したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は2,489百万円となり、前事業年度末と比較して90百万円の増加となりました。これは主に利益剰余金が増加(前事業年度末比90百万円増加)したこと等によるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2022年5月13日に公表いたしました2023年3月期の業績予想に変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,676,476	1,416,099
売掛金	1,015,467	996,735
貯蔵品	1,569	1,236
前払費用	214,275	294,083
未収入金	9,484	5,774
その他	8,740	11,632
貸倒引当金	△28,643	△27,898
流動資産合計	2,897,370	2,697,662
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	47,105	45,949
工具、器具及び備品（純額）	25,214	27,807
有形固定資産合計	72,319	73,757
無形固定資産		
ソフトウェア	465,752	412,231
ソフトウェア仮勘定	103,514	188,658
特許権	908	1,756
商標権	2,069	2,218
無形固定資産合計	572,245	604,864
投資その他の資産		
投資有価証券	3,874	2,992
関係会社株式	49,000	49,000
破産更生債権等	9,203	15,630
敷金及び保証金	110,836	109,944
長期前払費用	9,604	13,942
繰延税金資産	96,961	70,409
貸倒引当金	△9,203	△15,630
投資その他の資産合計	270,276	246,289
固定資産合計	914,841	924,911
資産合計	3,812,211	3,622,573

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	486,369	720,136
未払費用	69,362	45,816
未払法人税等	466,907	28,379
未払消費税等	172,079	80,110
前受金	151,559	197,000
預り金	67,090	61,785
流動負債合計	1,413,368	1,133,229
負債合計	1,413,368	1,133,229
純資産の部		
株主資本		
資本金	439,667	439,667
資本剰余金	405,361	405,361
利益剰余金	2,052,774	2,143,275
自己株式	△500,428	△500,428
株主資本合計	2,397,374	2,487,874
新株予約権	1,469	1,469
純資産合計	2,398,843	2,489,344
負債純資産合計	3,812,211	3,622,573

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
売上高	1,537,743	1,959,443
売上原価	245,972	311,173
売上総利益	1,291,770	1,648,269
販売費及び一般管理費	1,075,641	1,510,163
営業利益	216,129	138,105
営業外収益		
受取利息	33	-
助成金収入	1,530	-
雑収入	920	183
営業外収益合計	2,484	183
営業外費用		
雑損失	0	59
営業外費用合計	0	59
経常利益	218,613	138,230
特別損失		
投資有価証券評価損	-	882
特別損失合計	-	882
税引前四半期純利益	218,613	137,348
法人税、住民税及び事業税	76,874	20,295
法人税等調整額	4,329	26,552
法人税等合計	81,203	46,847
四半期純利益	137,410	90,500

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	メディア	IT・ ソリューション	計		
売上高					
外部顧客への売上高	907,380	630,363	1,537,743	—	1,537,743
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	907,380	630,363	1,537,743	—	1,537,743
セグメント利益又は損失(△)	336,162	90,887	427,049	△210,920	216,129

(注) 1. セグメント利益の調整額△210,920千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△210,920千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	メディア	IT・ ソリューション	計		
売上高					
外部顧客への売上高	977,794	981,648	1,959,443	—	1,959,443
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	977,794	981,648	1,959,443	—	1,959,443
セグメント利益又は損失(△)	410,115	△11,484	398,631	△260,525	138,105

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△260,525千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△260,525千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(重要な後発事象)

(有償ストック・オプション発行)

当社は、2022年7月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対して下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 第12回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

406個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式40,600株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、金100円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2022年7月13日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値金4,125円/株、株価変動性56.79%、配当利回り0%、無リスク利率0.266%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額4,125円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,125円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(いずれも新株予約権の行使、合併、会社分割、株式交換及び株式交付による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}} \times \begin{array}{r} \text{新規発行前の1株あたりの時価} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2032年7月27日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2023年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される売上高が下記(a)乃至(e)の各号に掲げる条件を満たした場合に、割り当てられた本新株予約権の数のうち当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上高が金150億円を超過した場合
権利行使可能割合 50%
 - (b) 売上高が金175億円を超過した場合
権利行使可能割合 60%
 - (c) 売上高が金200億円を超過した場合
権利行使可能割合 70%
 - (d) 売上高が金225億円を超過した場合
権利行使可能割合 80%
 - (e) 売上高が金250億円を超過した場合
権利行使可能割合 100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年7月28日

5. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 4名 406個

III. 第13回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

174個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式17,400株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、金100円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2022年7月13日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値金4,125円/株、株価変動性56.79%、配当利回り0%、無リスク利率0.266%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額4,125円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,125円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(いずれも新株予約権の行使、合併、会社分割、株式交換及び株式交付による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}} \times \begin{array}{r} \text{新規発行前の1株あたりの時価} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2032年7月27日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2023年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の調整後EBITDAが下記(a)乃至(e)の各号に掲げる条件を満たした場合に、割り当てられた本新株予約権の数のうち当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 調整後EBITDAが金30億円を超過した場合
権利行使可能割合 50%
 - (b) 調整後EBITDAが金35億円を超過した場合
権利行使可能割合 60%
 - (c) 調整後EBITDAが金40億円を超過した場合
権利行使可能割合 70%
 - (d) 調整後EBITDAが金45億円を超過した場合
権利行使可能割合 80%
 - (e) 調整後EBITDAが金50億円を超過した場合
権利行使可能割合 100%

なお、上記における調整後EBITDAの額の判定においては、当社が提出した有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載された営業利益にキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書）上の減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用及び持分法による投資損益を加算した額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年7月28日

5. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 4名 174個

(株式報酬型ストック・オプション発行)

当社は、2022年7月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対して株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、従業員の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

II. 第14回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

161個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式16,100株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において下記のブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。

ブラック・ショールズ・モデル

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2022年7月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：1円
- ④ 予想残存期間（T）：4.93年
- ⑤ 株価変動性（σ）：4.93年間（2017年8月24日から2022年7月28日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率
- ⑦ 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（2022年3月期の実績配当金）÷前記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2027年7月1日から2032年7月27日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が提出した2023年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される売上高が下記(a)乃至(e)の各号に掲げる条件を満たした場合に、割り当てられた本新株予約権の数のうち当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上高が金150億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

(b) 売上高が金175億円を超過した場合

権利行使可能割合 60%

(c) 売上高が金200億円を超過した場合

権利行使可能割合 70%

(d) 売上高が金225億円を超過した場合

権利行使可能割合 80%

(e) 売上高が金250億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、

任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年7月28日

5. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 5名 161個

Ⅲ. 第15回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

69個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式6,900株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において下記のブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。

ブラック・ショールズ・モデル

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 2022年7月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 4.93年
- ⑤ 株価変動性 (σ) : 4.93年間 (2017年8月24日から2022年7月28日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (2022年3月期の実績配当金) ÷ 前記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数 (以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約

権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年7月1日から2032年7月27日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2023年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の調整後EBITDAが下記(a)乃至(e)の各号に掲げる条件を満たした場合に、割り当てられた本新株予約権の数のうち当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 調整後EBITDAが金30億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

(b) 調整後EBITDAが金35億円を超過した場合

権利行使可能割合 60%

(c) 調整後EBITDAが金40億円を超過した場合

権利行使可能割合 70%

(d) 調整後EBITDAが金45億円を超過した場合

権利行使可能割合 80%

(e) 調整後EBITDAが金50億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記における調整後EBITDAの額の判定においては、当社が提出した有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載された営業利益にキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書）上の減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用及び持分法による投資損益を加算した額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過すること

となるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年7月28日

5. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 5名 69個